

枚方市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 2 年（2020 年）2 月 5 日

枚方市監査委員	勝	山	武	彦
同	分	林	義	一
同	鍛	治	知	宏
同	大	地	正	広

## 1. 通知を行った者の氏名等

枚方市長 伏 見 隆

令和 2 年（2020 年）1 月 29 日付け健総第 253 号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

## 2. 通知を受けた日

令和 2 年（2020 年）1 月 29 日

## 3. 監査の結果に関する報告

平成 31 年 3 月 26 日付け枚監査第 245 号

「定期監査等の結果について」

## 4. 講じた措置の内容

### （1）対象部局名及び指摘事項

《健康部 国民健康保険室》

○国民健康保険室における事務処理について

国民健康保険室の個人情報取扱事務において、窓口における被保険者証等の取り違いによる誤交付や郵便物の入れ違いによる誤送付が見受けられた。また、個人情報の取扱いを伴う業務委託において、個人情報の保護に関する特記仕様書に基づく保護責任者等からの誓約書が提出されていない事案が見受けられた。

今後は、個人情報を取り扱う業務を主たる事務とする部署として、個人情報の取扱いに対する市民の信頼を損なわないよう、個人情報の重要性をより一層認識し、枚方市個人情報保護条例等に基づき、適正に事務を執行するよう指摘する。

### （2）措置内容

窓口での被保険者証等の誤交付や郵便による誤送付を防止するため、誤処理防止対策マニュアル及びガイドラインを策定し、それらを用いて職場内研修を実施した。

誤処理を防止するための具体的な取組として、個人情報が記載されている帳票等を窓口で手渡す際には、受領する方と一緒に声出し・指差し確認を行うよう徹底した。あわせて、個人情報が記載されている帳票を出力する際には、速やかにプリンタから回収することを徹底した。

また、個人情報が記載されている帳票等を複数枚封入する場合は、複数職員での確認を徹底することとした。今後もこれらの取組を継続し、市民の信頼を損なわないよう、適正な事務に努める。

業務委託における個人情報の保護に関する特記仕様書に基づく保護責任者等からの誓約書が未提出であった件については、督促を行い、全て提出させた。ま

た、誓約書を確実に提出してもらうため、既存の支払確認表に提出確認欄を新たに設け、国民健康保険室内で、業務担当職員と支払担当職員による二重チェックの体制を整備し、事務の改善を行った。